

食品安全情報（化学物質） No. 20/ 2011（2011. 10. 05）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

【EC】

1. 2008年食品照射年次報告書
2. FVO視察報告書
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

【EFSA】

1. 起源に関わらず全ての組み合わせをカバーするためのトウモロコシ MON 89034 × 1507 × NK603 (application EFSA-GMO-NL-2009-65) についての EFSA の GMO パネルの科学的意見を捕捉する声明
2. 食品と飼料の安全性試験に採用できる遺伝毒性試験戦略についての科学的意見
3. 食品サプリメントのビタミン C 源としての新しい製造工程で作られたトレオン酸を含む L-アスコルビン酸カルシウムの安全性についての声明
4. 「低カロリースナック」と「低カロリー食による腹部脂肪細胞を小さくすることに寄与する」に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見
5. イソロイシル-プロリル-プロリン（IPP）とバリル-プロリル-プロリン（VPP）と正常血圧維持に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見
6. ビタミン D と転落リスクに関連する健康強調表示の立証についての科学的意見
7. 香料グループ評価
8. 飼料添加物に関する科学的意見
9. サイレージ添加物に関する科学的意見

【FSA】

1. 動物試験を削減させる研究
2. Dounreay の海産物のサンプリングによる廃棄を減らす
3. 遺伝子食品

【DEFRA】

1. Defra は GM 小麦の試験を承認
2. 英国はフードファイトに勝利

【DH】

1. 食品サプリメント：ガイドラインと FAQ

【HPA】

1. 中毒専門家が野生キノコに警告

【BfR】

1. 小さい子ども向け乳飲料の栄養価
2. 小さい子ども向け乳飲料の微量栄養素
3. 2010年報告書

【RIVM】

1. 除外中の草地の農業と水質：除外モニタリングネットワークの枠組みでの 2009 年の結果

【ANSES】

1. ビスフェノール A：ANSES は最も感受性の高い集団への暴露を減らすための代替への貢献を要請

[【FDA】](#)

1. FDA は消費者と患者をインターネットの安全でない医薬品から守るための国際対策に参加
2. 警告文書

[【EPA】](#)

1. EPA はトリクロロエチレン (TCE) の最終健康評価を発表

[【USDA】](#)

1. USDA は害虫耐性綿の規制解除を発表

[【NIH】](#)

1. ノコギリヤシは尿症状にプラセボ以上の効果はない

[【FTC】](#)

1. FTC は果物風味 Four Loko 麦芽飲料のパッケージ変更を要求

[【FSANZ】](#)

1. ファクトシート：ヒ素
2. 食品中の MSG
3. 消費者情報 魚中の水銀
4. 食品基準通知

[【APVMA】](#)

1. 殺鼠剤混合所は 9 月 30 日まで操業再開が許可される
2. オーストラリアには違法輸入された農薬が溢れているのか？

[【TGA】](#)

1. 安全性情報：警告
2. トピラメート 痩身補助用に使用されたことに関連する有害事象

[【NZFSA】](#)

1. オーストラリアで販売されている NZ で製造された冷凍野菜

[【香港政府ニュース】](#)

1. 中国製漢方薬リコール
2. 9 食品が検査に不合格
3. 可塑剤を定期検査項目に

[【KFDA】](#)

1. 日本原子力発電所関連の食品医薬品安全庁対応及び管理動向(13)
2. 解明資料(国民日報 "外国では拒否されたのに国内では堂堂と販売" 記事関連)

[【HSA】](#)

1. HSA は違法医薬品のオンライン販売対策 84 か国共同作戦に参加

[【その他】](#)

- ・ 食品安全関係情報 (食品安全委員会) から
 - ・ (ProMED-mail) サバ中毒、ツナ カナダ: (BC)、サンドイッチチェーン、警告
 - ・ (ProMED-mail) 食中毒、致死性 ペルー: (CJ)殺鼠剤疑い
 - ・ (EurekAlert) 子宮内 BPA によるマウスの精巣への悪影響はない
-

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 2008 年食品照射年次報告書

Annual Report from the Commission on food irradiation for 2008

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0359:FIN:EN:PDF>

照射食品及び食品原料についての加盟国の法律の調整に関する欧州議会及び理事会指令 1999/2/EC では、照射施設（特に照射した食品及び食品原料の品目、量及び照射量）、製品の流通状況及び使用されている照射食品検査法についての調査結果を EC へ報告するよう加盟国に要請している。また、承認施設でのみ食品及び食品原料の照射が行われており、その承認は加盟国の所轄官庁によって与えられている。

2008 年に EU で照射された食品は合計 8,718.4 トンで、国別で多いのはベルギー (41.19%)、オランダ (35.61%) 及びフランス (10.85%)、品目では蛙の脚 (28.16%)、ハーブやスパイス (19.95%)、家禽 (18.97%) 及び野菜 (16.18%) であった。

各国が実施したモニタリングの結果によると、合計 6,220 検体の検査を行い、基準を遵守していたのは 96.53%、結論が出せないものが 1.19%、違反が 2.28%であった。

*過去の報告書や他言語は以下のウェブサイトを参照

http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/irradiation/index_en.htm

*Directive 1999/2/EC

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1999:066:0016:0022:EN:PDF>

2. FVO 視察報告書

- タンザニア 水産物

TZ Tanzania, United Republic of - Fishery Products

http://ec.europa.eu/food/fvo/ir_search_en.cfm?styp=insp_nbr&showResults=Y&REP_INSPECTION_REF=2011-8899

2011 年 6 月 15～24 日に実施した。前回 (2006 年) の視察時と比較して改善が見られたが、HACCP プラン評価などの漁船及び施設の管理、RASFF 報告後のフォローアップなどの改善すべき点がいくつか確認された。

- エストニア 農薬

EE Estonia - Pesticides

http://ec.europa.eu/food/fvo/ir_search_en.cfm?styp=insp_nbr&showResults=Y&REP_INSPECTION_REF=2011-8989

- フィリピン 水産物

PH Philippines - Fishery products

http://ec.europa.eu/food/fvo/ir_search_en.cfm?styp=insp_nbr&showResults=Y&REP_I NSPECTION_REF=2011-8896

2011年6月15～23日に実施したところ、所轄官庁が監視している検査は改善されていた。しかし、EUへ輸出される全ての魚類及び養殖製品はEU規則2074/2005に従うことが求められているのに対し、ダイオキシン、多環式芳香族炭化水素、スズ及び *Listeria monocytogenes* などの検査を実施していない、また重金属及びヒスタミン検査結果の信頼性が低いなどの問題点がいくつか確認された。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011年第38週～第39週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

警報通知 (Alert Notifications)

ブラジル産飼料用イーストのヒ素 (23.1 mg/kg)、中国産冷凍エビのニトロフラン代謝物 (2.4 μg/kg)、エストニア産缶詰サツパのヒスタミン (18.3～1522 mg/kg)、フランス産ホタテの記憶喪失性貝毒 (54.2 mg/kg)、中国産食品サプリメントのシルデナフィル (2.8 mg/100 mL)、モロッコ産油漬サードインのヒスタミン (<20～531 mg/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

ネパール産レモンピクルスのエルカ酸 (1.7g/100g)、米国産食品サプリメントのバナジウム、中国産おたまからの一級芳香族アミンの溶出 (2.7、2.9 μg/dm²)、エクアドル産パパイヤのプロシミドン (0.32 mg/kg)、キューバ産調理済みロブスターの表示されていない亜硫酸 (47 mg/kg)、中国産陶器マグからの鉛の溶出 (3.4、3.7、3.8、3.9 mg/L) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

イタリア産生鮮牛肉のクロルテトラサイクリン、英国産松の実の味覚障害、スロバキア産および中国産松の実による味覚障害、イタリア産赤ワインの亜硫酸 (208 mg/kg)、ベルギー産装飾カップからのホルムアルデヒドの溶出 (85 mg/kg) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産イミテーション象牙箸からのホルムアルデヒドの溶出 (512.8、258.9、358.8 mg/kg)、中国産プラスチックタンブラーからのホルムアルデヒドの溶出 (517、588、624 mg/kg)、中国産ステンレススチールハンティングナイフからのクロムの溶出 (0.7 mg/kg)、モロッコ産サバ生鮮切り身のヒスタミン (664.1 mg/kg)、インド産カレーの葉のピフェントリン (1.5、0.6、11、0.59 mg/kg)、ブラジル産コンビーフのイベルメクチン (67±34 μg/kg)、ベトナム産長粒パーボイル米のヘキサコナゾール (0.05 mg/kg)、米国産食品サブ

リメントのスズとニッケルとバナジウム、パキスタン産カレー粉の Sudan 1 (469.3 mg/kg) と Sudan 4 (33.2 mg/kg)、中国産ケーキの装飾用品からの総溶出量 (515 mg/kg)、中国産冷凍イカの未承認照射、中国産手延べ麺のアルミニウム (25.1 mg/kg)、ベトナム産冷凍タコの未承認照射、中国産メラミンボウルからのホルムアルデヒドの溶出 (33 mg/kg)、中国産皿とボウルからのホルムアルデヒドの溶出 (59.9、74.6、66.2、34.1、69.47、31.8 mg/kg) など。

その他アフラトキシンや重金属等天然汚染物質多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 起源に関わらず全ての組み合わせをカバーするためのトウモロコシ MON 89034 × 1507 × NK603 (application EFSA-GMO-NL-2009-65) についての EFSA の GMO パネルの科学的意見を補足する声明

Statement complementing the EFSA GMO Panel scientific opinion on maize MON 89034 × 1507 × NK603 (application EFSA-GMO-NL-2009-65), to cover all sub-combinations independently of their origin

EFSA Journal 2011;9(9):2377 [8 pp.], 28 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2377.htm>

欧州委員会の要請により、2010年に発表された GMO パネルの MON 89034 × 1507 × NK603 についての意見を補足する。全ての単一イベント及び3種のうちの2種の組み合わせ (1507 × NK603 及び MON 89034 × NK603) は既に評価済みであった。GMO パネルは個別の掛け合わせで有害影響がでることはありそうにないと結論した。

* 食品安全情報 (化学物質) No. 21/2010 (2010. 10. 06) より

【EFSA】昆虫耐性除草剤耐性遺伝子組換えトウモロコシ MON 89034 × 1507 × NK603 と全ての個別イベントの交配系統の食品や飼料への使用、輸入、加工のための市販申請についての科学的意見

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2010/foodinfo201021c.pdf>

2. 食品と飼料の安全性試験に採用できる遺伝毒性試験戦略についての科学的意見

Scientific opinion on genotoxicity testing strategies applicable to food and feed safety assessment

EFSA Journal 2011;9(9):2379 [68 pp.], 30 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2379.htm>

遺伝毒性に関するデータの作成と評価については、細菌の復帰突然変異と *in vitro* 小核試

験からなる基本的な一連の *in vitro* 試験から始める段階的アプローチを薦める。対象物質の性質に応じて、一つまたは二つの推奨されている *in vitro* 試験を他の種類の *in vitro* または *in vivo* 試験に変更することを検討すべきである。*In vitro* 試験で陰性であれば、その物質は遺伝毒性はないと結論できる。結果が明確でない場合には、*in vitro* 試験をさらに行うのが適切であろう。*In vitro* 試験で陽性の場合、被検物質の関連データを精査し、必要であれば *in vitro* の陽性結果が *in vivo* でも確認できるかどうかを評価することを薦める。*In vivo* 試験としては、ほ乳類赤血球小核試験、トランスジェニック齧歯類での試験、コメントアッセイが適している。*In vivo* 試験のアプローチは段階的に行うべきで、もし最初の *in vivo* 試験が陽性であれば、さらなる *in vivo* 試験は必要なく、その物質は *in vivo* 遺伝毒性物質と見なすべきである。試験結果が陰性であれば、その物質は *in vivo* では遺伝毒性がないと結論できるかもしれないが、場合によっては2つめの *in vivo* 試験が必要かもしれない（例えば、最初の *in vivo* 試験では陰性だが *in vitro* 試験の1つより多いエンドポイントで陽性の場合、2つ目のエンドポイントについての *in vivo* 試験が必要かもしれない）。同じ動物での *in vivo* での異なる臓器での異なるエンドポイントの組み合わせで評価することも検討すべきである。

3. 食品サプリメントのビタミン C 源としての新しい製造工程で作られたトレオン酸を含む L-アスコルビン酸カルシウムの安全性についての声明

Statement of EFSA on the safety of calcium L-ascorbate with a content of threonate produced by a new manufacturing process as a source of vitamin C in food supplements
EFSA Journal 2011;9(9):2395 [16 pp.], 30 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2395.htm>

2007年に採択された意見で、不純物として4-HMF（4-ヒドロキシ-5-メチル-3(2H)-フランオン）を含むL-アスコルビン酸カルシウムの生物学的及び毒性学的データが不十分だとしていた。しかしEFSAのCEFパネル（食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル）が先に4-HMFを関連5物質のグループとして評価し、DMHF（2,3-ジメチル-4-ヒドロキシ-2,5-ジヒドロフラン-5-オン）を代表として読み替えることができると結論した。DMHFには発がん性はなく、NOAELは200 mg DMHF/kg 体重/日である。最終製品の最大残留量（0.06%（w/w））にもとづく最悪シナリオでの4-HMFの推定摂取量は12.9 µg/kg bw/dayであり、安全性マージンは15,000と十分大きい。従ってトレオン酸を含むL-アスコルビン酸カルシウムに残留する4-HMFに安全上の懸念はないとしている。

4. 「低カロリースナック」と「低カロリー食による腹部脂肪細胞を小さくすることに寄与する」に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to “hypo caloric snacks (KOT products)” and “contributes to reduce adipocyte size at the abdominal level in the context of a low-calorie diet” pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(9):2381 [10 pp.], 30 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2381.htm>

対象は腹部の脂肪を減らしたいと望む肥満者である。NDA パネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）は、申請者の提供した根拠は、腹部の脂肪細胞が小さくなることそのものが（体重や体脂肪の量とは関係なく）メタボリック関連指標に影響することを示すものではなく、また皮下の脂肪細胞の大きさが内臓脂肪の変化の代理指標として使えることを示すものでもないとして、因果関係は確立されていないと結論した。

5. イソロイシル-プロリル-プロリン (IPP) とバリル-プロリル-プロリン (VPP) と正常血圧維持に関連する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to isoleucyl-prolyl-proline (IPP) and valyl-prolyl-proline (VPP) and maintenance of normal blood pressure pursuant to Article 13(5) of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(9):2380 [18 pp.], 30 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2380.htm>

発表されている 20 の介入試験（論文は 19 でそのうち 5 文献は日本語を英語に翻訳したもの）、未発表研究 1 つ、メタ解析の発表済み 2 つ及び未発表 1 つのデータが提出された。13 の無作為対照試験（RCT）のうち 4 つが収縮期圧の群間の差を検出するのに適切な検出力を有するものであったが、収縮期圧でも拡張期圧でも IPP 及び VPP の影響は見られなかった。効果があるとされた論文 8 つのうち 7 つについては、重要な方法論上の限界があった。動物実験の結果はヒトへのペプチドの作用について追加の情報をもたらさず、作用メカニズムの一貫した根拠にもならない。NDA パネルは、因果関係は確立されていないと結論した。

6. ビタミン D と転落リスクに関連する健康強調表示の立証についての科学的意見

Scientific Opinion on the substantiation of a health claim related to vitamin D and risk of falling pursuant to Article 14 of Regulation (EC) No 1924/2006

EFSA Journal 2011;9(9):2382 [18 pp.], 30 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2382.htm>

NDA パネルは、ビタミン D と転落リスクとの間に因果関係は確立されているとしている。対象は、男女 60 才以上の人である。

7. 香料グループ評価

- 香料グループ評価 66 改訂 1 (FGE.66Rev1) : JECFA (55 回会合) で評価されたフルフリルアルコールと関連香料についての検討

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 66, Revision 1 (FGE.66Rev1): Consideration of Furfuryl Alcohol and Related Flavouring Substances Evaluated by

JECFA (55th meeting)

EFSA Journal 2011;9(9):2314 [44 pp.], 28 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2314.htm>

CEF パネルは、14 物質について評価した。パネルは、いずれの物質も遺伝毒性はなく、14 物質に MSDI (Maximised Survey-derived Daily Intakes) アプローチによる推定摂取量での安全上の懸念はないと結論した。

- 香料グループ評価 67 改訂 1(FGE.67Rev.1): JECFA 65 回会合で評価され 69 回会合で再評価された 40 のフラン置換脂肪族炭化水素、アルコール、アルデヒド、ケトン、カルボン酸及び関連エステル、硫化物、二硫化物、エーテルの検討

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 67, Revision 1 (FGE.67Rev.1): Consideration of 40 furan-substituted aliphatic hydrocarbons, alcohols, aldehydes, ketones, carboxylic acids and related esters, sulfides, disulfides and ethers evaluated by JECFA at the 65th meeting (JECFA, 2006b) and re-evaluated at the 69th meeting (JECFA, 2009c)

EFSA Journal 2011;9(10):2315 [77 pp.], 03 October 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2315.htm>

CEF パネルは、22 物質について遺伝毒性の懸念があるためこの方法では評価できず、8 物質については MSDI アプローチによる推定摂取量での安全上の懸念がない、1 物質については追加の毒性データが必要だと結論した。またパネルは安全性評価とは別に、規格及び立体異性についてのデータが 3 物質で欠けていると結論した。

8. 飼料添加物に関する科学的意見

- ブタ、家禽、ウシ、ヒツジ、ヤギ、ウサギ、ウマへの安息香酸ナトリウムとプロピオン酸ナトリウムの安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on safety and efficacy of sodium benzoate, propionic acid and sodium propionate for pigs, poultry, bovines, sheep, goats, rabbits, horses

EFSA Journal 2011;9(9):2357 [17 pp.], 26 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2357.htm>

ブタや乳牛やウシなどの水分含量 15%以上の穀物の保存料として認可されている安息香酸ナトリウムとプロピオン酸ナトリウムの混合物について、安全性の再評価と他の動物種への適用拡大に関する FEEDAP パネル (飼料添加物に関するパネル) の科学的意見。

パネルは、指示に従えば消費者や環境や使用者に対して安全であると結論した。また、水分含量 12%以下の飼料での有効性については保留するが、実際には保管中に水分含量が増加することがあり、その場合は劣化が予防できると結論した。

- 雌ブタ用の飼料添加物としての BioPlus 2B の安全性と有効性に関する意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of BioPlus 2B (*Bacillus licheniformis* DSM 5749 and *Bacillus subtilis* DSM 5750) as a feed additive for sows

EFSA Journal 2011;9(9):2356 [10 pp.], 26 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2356.htm>

BioPlus 2B は、子ブタ、肥育ブタ、肥育七面鳥、子ウシ及び分娩前 2 週間から授乳期の雌ブタについては使用が既に認可されている。パネルは、BioPlus 2B を出産可能な全期間で雌ブタ用の飼料添加物として使用することについて、利益があるという根拠が不十分であると結論した。

9. サイレージ添加物に関する科学的意見

FEEDAP パネルは、いずれの評価についても QPS (Qualified Presumption of Safety) アプローチで評価が可能であり、効果が示唆されていると結論した。

*QPSアプローチ：食品安全情報 No. 26 / 2007 (2007. 12.19) より

(EFSA) EFSAに問い合わせのあった微生物の評価にQPS (Qualified Presumption of Safety: 適格な安全性の推定) アプローチを導入することに関する科学委員会の意見

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2007/foodinfo200726.pdf>

- 全ての動物種用のサイレージ添加物としての *Lactobacillus rhamnosus* (NCIMB 30121)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus rhamnosus* (NCIMB 30121) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2365 [11 pp.], 19 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2365.htm>

- 全ての動物種用のサイレージ添加物としての *Lactobacillus plantarum* (DSM 12836)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus plantarum* (DSM 12836) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2367 [11 pp.], 19 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2367.htm>

- 全ての動物種用のサイレージ添加物としての *Lactococcus lactis* (NCIMB 30160)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactococcus lactis* (NCIMB 30160) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2366 [11 pp.], 19 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2366.htm>

- 全ての動物種用のサイレージ添加物としての *Lactobacillus paracasei* (DSM 16245) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus paracasei* (DSM 16245) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2363 [11 pp.], 19 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2363.htm>

- 全ての動物種用のサイレージ添加物としての *Pediococcus acidilactici* (DSM 16243) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Pediococcus acidilactici* (DSM 16243) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2364 [11 pp.], 16 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2364.htm>

- 全ての動物種用のサイレージ添加物としての *Lactobacillus plantarum* (DSM 12837) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus plantarum* (DSM 12837) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2362 [10 pp.], 16 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2362.htm>

- 全ての動物種用サイレージ添加物としての *Pediococcus pentosaceus* (DSM 12834) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Pediococcus pentosaceus* (DSM 12834) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2369 [11 pp.], 23 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2369.htm>

- 全ての動物種用サイレージ添加物としての *Lactobacillus paracasei* (DSM 16773) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus paracasei* (DSM 16773) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2370 [11 pp.], 23 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2370.htm>

- 全ての動物種用サイレージ添加物としての *Lactobacillus brevis* (DSM 12835) の安全

性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactobacillus brevis* (DSM 12835) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2368 [11 pp.], 23 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2368.htm>

- 全ての動物種用サイレージ添加物としての *Lactococcus lactis* (DSM 11037)の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of *Lactococcus lactis* (DSM 11037) as a silage additive for all species

EFSA Journal 2011;9(9):2374 [2 pp.], 26 September 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2374.htm>

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 動物試験を削減させる研究

Research leads to fewer tests on animals

Thursday 22 September 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/sep/biotoxinmethod>

最近開発された貝毒試験法がカキやホタテに対してより広く採用されている。これまでの方法はマウスを使用したバイオアッセイであり、新しい方法では動物を使用しない。

近年、FSAの委託研究(2005年4月~2009年11月)にもとづき、イガイ、ザルガイ、マテガイ及びホンビノスガイの麻痺性貝毒の公的モニタリング計画へHPLC法が導入された。さらに8月30日には、他の貝類(ホタテ、カキ等)へも新しい方法の使用を拡大している。法定のモニタリング計画にHPLCによる計測を導入したのはEUで英国が最初である。

*委託研究 : ZB1807: Validation of HPLC method for scallops, clams and razors, and Pacific and Native oysters

<http://www.food.gov.uk/science/research/foodborneillness/microriskresearch/p01programme/p01projlist/zb1807/>

2. Dounreayの海産物のサンプリングによる廃棄を減らす

Seafood sampling wastage cut at Dounreay

Thursday 29 September 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/sep/dounreay>

FSA スコットランドは、Dounreay の原子炉施設周辺の海産物サンプリングに関する規則の変更を発表した。この変更は、公衆衛生と環境保護を確保しつつ廃棄物を減らすものになる。1997 年から行われているサンプリング方法では、制限区域内の海産物が過剰に除去されている。新しい方法では放射線解析に十分な物質を集めつつ余分な海産物や非食用種を環境に戻すことが可能になる。

背景

1997 年に Dounreay の原子炉施設周辺で放射性核種が検出されたため、Dounreay の排水系統から半径 2km の範囲の漁業や海産物の採取制限が行われた。食品安全のリスク分析のためにこの地域のサンプリング合意書が発行された。当時は粒子のリスクなどの情報が良くわからなかったために、念のために分析に用いてあまった海産物を環境に戻すことが許可されていなかった。その後研究が進み粒子の海洋中での挙動がわかり、2009 年 3 月に発表したリスク評価ではフードチェーンへのリスクは最小限に留まることが示された。

サンプリングは主にカニやロブスターを毎月捕獲しているが、2010 年にはカニ 900 以上、ロブスター 200 以上を捕獲し、結果的にカニの身 30kg 以上、ロブスターの身 30kg 以上が埋め立て廃棄されている。分析に必要なのは毎月 10 匹のカニ及び 5 匹のロブスターのみである。残りの動物は海に帰すことに合意した。

3. 遺伝子食品

Gene foods

Andrew Wadge on 29 September 2011

http://blogs.food.gov.uk/science/entry/gene_foods

「身体の中からしわを無くす食事療法」についての私の興味は、純粹に専門家としてのものである。ユニリーバが開発した「遺伝子食品」と呼ばれているサプリメントは「皮膚の張りを改善する遺伝子を活性化する天然食品抽出成分混合物」を使用している。その中には、皮膚でのコラーゲン合成に関与するエストロゲン受容体を活性化させる大豆由来のイソフラボン、魚油由来のオメガ 3、臓器の健康と関連することがわかっているビタミン E、C、リコペンなどが含まれる。これらの抽出物が全てマスター遺伝子を活性化し、それによりその他の遺伝子も活性化されると主張している。

これ自体はおもしろいアイデアであり、食品やサプリメントや医薬品の使用方法を変える可能性もあり、継続的に注目していく。しかし、その NewScientist の記事の中にもう 2 つ注目すべきことがある。1 つは、ユニリーバが自分たちの主張に科学的根拠があることを確認するための一歩を踏み出したことである。しわとりサプリメントを二重盲検試験で検査したこと、そして商業組織としては珍しくその結果をピアレビューのある雑誌に投稿したことである。私はこのような傾向が継続し、消費者が根拠のない宣伝文句に騙されることがなくなることを望む。もう 1 つはエディトリアルで取り上げられたことである。ここでは、医薬品とサプリメントと化粧品の境界線に関する規制システムが十分信頼できるかを問題にしている。様々な目的で開発された「遺伝子食品」がポピュラーになれば、リ

スクが現実的なものになると考えられる。これについては MHRA が担当している。境界領域担当チームが、その製品が医薬品なのかを決定している。

-
- 英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA : Department for Environment, Food and Rural Affairs) <http://www.defra.gov.uk/>

1. Defra は GM 小麦の試験を承認

Defra approves GM wheat trial

16 September 2011

<http://www.defra.gov.uk/news/2011/09/16/gm-wheat-trial/>

Defra は、Rothamsted Research の 2012 年及び 2013 年の GM 小麦試験の実施を認める。この GM 小麦はアブラムシ耐性小麦である。Rothamsted Research の申請は独立専門委員会 (Advisory Committee of Releases to the Environment) が評価し、当該試験の実施はヒトの健康あるいは環境に有害な影響を与えないと結論した。

2. 英国はフードファイトに勝利

UK wins food fight

30 September 2011

<http://www.defra.gov.uk/news/2011/09/30/uk-wins-food-fight/>

英国のロビー活動により、ヨーロッパの食品表示はより明確、単純、かつより正直なものになるだろう。EU は食品の製造業者や販売業者に以下の項目を義務化することに合意した。

- ・生鮮及び冷凍肉の原産地
- ・英国産と称する食品の輸入主成分
- ・ベーコンなどの切った肉の 5%以上の水分
- ・包装背面への栄養成分
- ・植物油の種類ーパーム油など
- ・表面の最小サイズでの情報
- ・レストランを含む包装されていない食品のアレルゲン情報
- ・カフェインを多く含む飲料には追加表示

さらに EU は、アルコール企業がカロリーの自主表示を簡単にする、包装表面への自主表示基準の設定、外食のカロリー自主表示の条件などについても合意した。

●英国保健省 (DH : Department of Health, U. K.) <http://www.dh.gov.uk/Home/fs/en>.

1. 食品サプリメント：ガイドラインと FAQ

Food supplements: guidance and FAQs

26 September 2011

http://www.dh.gov.uk/en/Publicationsandstatistics/Publications/PublicationsPolicyAndGuidance/DH_130237

食品サプリメントの所轄官庁は、2010年10月1日より FSA から DH へ移管された。これを受け、食品サプリメントに関するガイダンス等を更新した。これらは、食品サプリメント販売業者向けに成分や表示に関する法規制を簡単に説明したものである。

● 英国健康保護庁 (UK HPA: Health Protection Agency, UK)

<http://www.hpa.org.uk/>

1. 中毒専門家が野生キノコに警告

Wild mushroom caution urged by poisons specialists

16 September 2011

<http://www.hpa.org.uk/NewsCentre/NationalPressReleases/2011PressReleases/110916/wildmushroom/>

－HPA の中毒専門家が野生食品愛好家に対してキノコを採取する際には特に注意するよう警告する－

毎年多くの人々が自ら採取した毒キノコを摂取して治療を必要とする。英国に自生するキノコの一部はとて毒性が高く、摂取により死亡する場合もある。さらに採集者は、最も危険なキノコの毒は一般的に調理により破壊されないことにも注意する必要がある。

今年、医療従事者に中毒治療についての専門的助言を提供している全国中毒情報サービス (NPIS) には現時点で 120 件以上の中毒の治療についての相談があり、そのうち 45 件は中程度または重症に分類された。

もうすぐキノコの季節が到来するため、人々にキノコ狩りの危険性について注意する必要がある。野生のキノコの多くは美味しく安全であるが、専門家であっても毒キノコとそうでないキノコを見分けるのは常に簡単ではない。従って人々に対しては安全性が確認されない限り、野生のキノコは食べないよう助言する。

2010 年に NPIS に報告されているキノコ中毒は 316 件で、夏の終わりから秋にかけての気候でキノコが多く発生したために数が多かった。これまでのところ、今年の夏は涼しいのでまだキノコがたくさん生えていないにもかかわらず 129 件の報告がある。

10 才以下の子どもが偶然摂取した場合（道ばたに生えているのを口に入れてしまったような例）は、あまり重症にはならない。成人の場合は意図的に食べた例が多く、今年も 40 例報告されている。2009 年の夏から秋の照会事例は 123 件、2008 年は 147 件であった。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung）
<http://www.bfr.bund.de/>

1. 小さい子ども向け乳飲料の栄養価

Nutritional value of milk drinks for young children

21.09.2011

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/nutritional-value-of-milk-drinks-for-young-children.pdf>

乳児用ミルクとして、タンパク質を減らしたミルクなどが市販されている。そのようなミルクは 1～3 才までの子ども達の栄養要求に適したものではない。一方、ほぼ全てのビタミンやミネラルなどを強化した乳飲料が販売されているが、それらはコントロールできない栄養素の過剰摂取につながる。現時点では、子どもの頃の乳飲料からのタンパク質摂取を減らすことが、その後の肥満や過体重リスクを下げるという十分な科学的根拠はない。

*意見のフルバージョンはドイツ語

<http://www.bfr.bund.de/cm/343/naehrstoffgehalt-von-kleinkindermilchgetraenken.pdf>

2. 小さい子ども向け乳飲料の微量栄養素

Micronutrients in milk drinks for young children

21.09.2011

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/micronutrients-in-milk-drinks-for-young-children.pdf>

幼児向け乳飲料が市販されているが、製造業者はしばしばこれらの製品をビタミンやミネラルを添加して牛乳より子どもに適していると宣伝している。BfR は幼児用乳飲料のビタミンやミネラル含量は牛乳と同程度であるべきだと主張する。少なすぎても多すぎても好ましくない。例えばナトリウムであっても、牛乳のナトリウムを減らしても総ナトリウム摂取量削減への寄与はあまり大きくない。

BfR は、子どもにとってのバランスの取れた食生活は特別な乳製品を必要とするものではないと考える。

*意見のフルバージョンはドイツ語

<http://www.bfr.bund.de/cm/343/mikronaehrstoffe-in-kleinkindermilchgetraenken.pdf>

3. 2010 年報告書

Annual report 2010

29.09.2011

http://www.bfr.bund.de/cm/364/bfr-annual-report_2010.pdf

(独英両方での記載)

2010年のBfR活動報告書。

メイントピックスとして、消費者視点からの農薬、抗生物質耐性モニタリング及び食品包装中のミネラルオイルについて記載している。また、BfRの科学的助言を行うBfR委員会が2011～2013年計画で新たに「Risk Research and Risk Perception」の部門を加えて15部門としたこと、2010年8月に品質管理システム(DIN EN ISO 9001)を取得したことなどを特記している。

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所: National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 除外中の草地の農業と水質: 除外モニタリングネットワークの枠組みでの2009年の結果

Agricultural practice and water quality at grassland farms under derogation: Results for 2009 within the framework of the derogation monitoring network

2011-09-20

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/680717022.html>

欧州硝酸指令で定められた規制値を超えて動物肥料の使用が認められている草地農場における2009～2010年の施肥と水質の概要報告書。オランダは除外を認めてもらう代わりに監視を行って報告する義務がある。農業調査は草地農場275ヶ所、水質調査は285ヶ所で実施された。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁(ANSES: Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. ビスフェノールA: ANSESは最も感受性の高い集団への暴露を減らすための代替品の情報提供を要請

Bisphenol A: ANSES issues a call for contributions on substitute products to reduce exposure of the most susceptible populations

27 september 2011

<http://www.anses.fr/PMEC00N9I0.htm>

ビスフェノール A のリスク評価の一環として、ANSES は 2 つの報告書を発表した：1 つはビスフェノール A の健康影響についてで、もう 1 つはその使用についてである。この作業では動物で確認されていてヒトで疑われている低用量暴露での健康影響について焦点をあてた。これらの影響は暴露される時期により大きく異なる可能性があり、つまり特に感受性の高い集団を同定することができる可能性を意味する。この作業は継続するリスク評価プロセスの一步である。しかし ANSES は乳幼児や妊娠または授乳中の女性などのような最も感受性の高い集団への暴露を予防することが優先順位が高いという科学的根拠は十分あると考える。これらの集団の主要暴露源は食品と接触する物質なので、2011 年 11 月末までに代替品とその安全性に関する科学的データを求める。

* 報告書（フランス語：英語版は後日発表）：Effets sanitaires du bisphénol A

<http://www.anses.fr/Documents/CHIM-Ra-BisphenolA.pdf>

● 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. FDA は消費者と患者をインターネットの安全でない医薬品から守るための国際対策に参加

FDA participates in global efforts to protect consumers and patients from unsafe drugs on the internet

September 29, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm273872.htm>

国際インターネット対策週間（IIWA）の第四次パンゲア作戦（Operation Pangea IV）を完了した。

FDA の犯罪捜査部門は CDER（Center for Drug Evaluation and Research）と協力し、違法または未承認医薬品を販売している 997 のウェブサイト进行调查した。今回はヒト成長ホルモンやクエン酸シルデナフィル、イソトレチノインのような未承認医薬品を集中的に監視した。717 のウェブサイトに警告文書を発行し、578 のサイトは販売の中止等を行った。

2. 警告文書（9月20日、27日ウェブ掲載分）

● Chronicity Inc. 9/7/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm271878.htm>

オンライン販売されているサプリメントの宣伝文句について。抗ウイルス、がんの予防や治療、コレステロール濃度を下げる、食物アレルギーを抑制するなどは新規医薬品とみ

なされ、違法である。

- **Galyna / Ivan Podornikova 9/21/11**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm273381.htm>

多数のウェブサイトでは未承認医薬品を販売していることを警告。様々な名称のバイアグラやシアリス（女性用バイアグラやバイアグラソフトなど）、さらに医師の処方によらないイソトレチノインなどを販売していた。多数のウェブサイトが掲載されている。

- **SPHERE Inc. 9/21/11**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm273396.htm>

同上。さらにヒト成長ホルモンも販売していた。

- **Dr Foster'S Essentials 9/9/11**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm272441.htm>

「デトックスフォーミュラ」、「ヒーリング」、「ロベリアチンキ」及び「スイートエッセンスオイルブレンド」などの製品は注意欠陥やクローン病、血圧などへの効果を謳った未承認医薬品である。

- **For Earth, Inc. 8/19/11**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm271386.htm>

アマランスプラウトや海藻などの製品に含まれるビタミンやミネラルが抗がん作用や抗ウイルス作用があるなどの治療効果を謳っているため未承認医薬品である。高用量ビタミンCにがん予防作用があるなどの文言は認められていない健康強調表示である。

- 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency） <http://www.epa.gov/>

1. **EPA はトリクロロエチレン（TCE）の最終健康評価を発表**

EPA Releases Final Health Assessment for TCE

09/28/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/48f0fa7dd51f9e9885257359003f5342/b8d0e4d8489ad991852579190058d6c3!OpenDocument>

EPA は統合リスク情報システム（IRIS）データベースにトリクロロエチレン（TCE）の最終健康評価を発表した。IRIS はヒト健康評価プログラムである。最終的に TCE はヒト発がん物質およびヒトに対し非がん健康ハザードがある物質として評価された。

TCE は揮発性物質で、塩素化溶剤として広く使用されている。EPA では飲料水基準を既に設定している。

Trichloroethylene (CASRN 79-01-6)

<http://www.epa.gov/IRIS/subst/0199.htm>

- ・ 慢性経口 RfD 0.0005 mg/kg/day

- ・ 慢性吸入 RfC 0.002 mg/m³
 - ・ 発がん性については、成人経口スロープファクター 5×10^{-2} /mg/kg/day、LED₀₁ は 0.21mg/kg/day
 - ・ 飲料水の 10⁻⁵ リスクレベルは 5 μg/L
(参考：食品安全委員会が 10⁻⁵ は 30 μg/L としている。
<http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-tuuchi-tclethen.pdf>)
-

● 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA は害虫耐性綿の規制解除を発表

USDA Announces Determination of Nonregulated Status for Pest-Resistant Cotton
Sept. 30, 2011

http://www.aphis.usda.gov/newsroom/2011/09/pest_resistant_cotton.shtml

USDA は、シンジェンタの害虫耐性綿 COT67B について、植物害虫リスクとはならないとして規制解除を発表した。

● NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

1. ノコギリヤシは尿症状にプラセボ以上の効果はない

Saw palmetto no more effective than placebo for urinary symptoms
Tuesday, September 27, 2011

<http://www.nih.gov/news/health/sep2011/niddk-27.htm>

— NIH が資金提供した研究でダイエタリーサプリメントは良性前立腺肥大 (BPH) を緩和しないことが確認された —

ノコギリヤシは広く使用されるハーブサプリメントであるが、NIH が資金を提供して 9 月 28 日に JAMA に発表された論文によれば、前立腺肥大による尿の問題をプラセボより改善することはない。前立腺肥大は頻尿や途切れ途切れの尿、完全な排尿ができないなどの症状をひきおこし、60 代の男性の半分以上、70 代や 80 代の最大 90% が症状を持つ。

国立補完代替医療センター (NCCAM)、ODS 及び国立糖尿病・消化器病・腎臓病研究所 (NIDDK) がこの研究を支援した。

標準使用量の3倍の960mgでプラセボより効果があるかについて、45歳以上の369人の男性を対象に二重盲検無作為割付プラセボ対照試験を行った。72週の治療後の症状スコアの変化はプラセボ群が14.7から11.7、ノコギリヤシ群が14.4から12.2であった。

*試験の詳細は以下を参照

<http://kidney.niddk.nih.gov/kudiseases/pubs/prostateenlargement/>

*論文は以下を参照

Effect of Increasing Doses of Saw Palmetto Extract on Lower Urinary Tract Symptoms, *JAMA*. 2011;306(12):1344-1351.

<http://jama.ama-assn.org/content/306/12/1344.short>

● 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTCは果物風味 Four Loko 麦芽飲料のパッケージ変更を要求

FTC Requires Packaging Changes for Fruit-Flavored Four Loko Malt Beverage

10/03/2011

<http://www.ftc.gov/opa/2011/10/fourloko.shtm>

ー大容量の高濃度アルコール飲料の販売業者は詐欺的な宣伝を止めることに合意ー

アルコール濃度が11~12%で容量が23.5オンス(700mL程度)のFour Lokoについて、12オンスのビール1~2杯分のアルコールで一度に全部飲んでも安全という虚偽の宣伝をしていた。実際にはFour Loko 1本には12オンスのビール4~5杯分のアルコールが含まれ、一度に全部飲むのは安全ではない。Four Loko 1本を一度に飲むのは「過剰飲酒」になる。アルコールの含量についての虚偽は消費者にとって危険であり、FTCは重大な懸念をもっていた。

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. ファクトシート : ヒ素

Arsenic

Last updated September 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/consumerinformation/arsenic.cfm>

ヒ素は、水、空気、食品及び土壌中に存在する元素である。ほとんどの人はたとえ微量であっても恐ろしいと信じているが、実際には我々が食品から自然に暴露されている量では心配はない。ヒ素には無機物と有機物があり、有機ヒ素は比較的毒性が低い、無機ヒ素は有害性が高い。どちらも天然に土壌や地下水に存在し、食品や飲料に不可避免的に含まれる。

かつてはヒ素化合物が農薬や動物用医薬品として広く使用されていたが、現在はオーストラリア及びニュージーランドでは食用作物や動物には使用されていない。無機ヒ素は木材の保存料やシロアリ駆除用に登録されている。またヒ素化合物は芝生や綿の除草剤として使われている。FSANZ は定期的にトータルダイエツトスタディを行い、我々の食品に含まれる有機及び無機ヒ素量は安全であることを確認している。

2. 食品中の MSG

MSG in food

Last updated September 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/msginfood.cfm>

グルタミン酸ナトリウム (MSG) は食品に意図的に加えられるものである。グルタミン酸はほぼ全ての食品で天然に存在し、母乳や肉には結合型が大量に含まれ、野菜やキノコには遊離型が高濃度含まれる。パルメザンのようなある種のチーズにも高濃度含まれる。

MSG は安全か?

多数の科学研究で MSG は各種食品に含まれる量で一般の人には安全であることが示されている。ごく一部の人で、一度に大量の MSG を食べた場合に頭痛やちくちくした感じなどの弱い過敏反応を経験する場合がある。この反応は一時的なもので、長期的な影響はない。MSG がアレルギーなどの重大な反応を誘発するという根拠はない。

食品に MSG が含まれていることをどうやって伝えることができるのか?

食品企業は MSG を使用した場合には表示しなければならない。MSG を含む成分としては「自己消化酵母抽出物」、「加水分解植物タンパク質」、「カゼイン塩ナトリウム」及び「天然香料」などがある。レストランや持ち帰り食品には MSG は表示されていないので、使用したかどうかは店員に尋ねることができる。

レストランは MSG-フリー表示が可能か?

MSG を含まないという表示は、それが虚偽または誤解を招く、詐欺的なものでなければ認められる。

3. 消費者情報 魚中の水銀

Mercury in Fish

Last updated September 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/consumerinformation/mercuryinfish.cfm>

魚は良質のタンパク質源である。飽和脂肪が少なく、不飽和脂肪及びオメガ3油が多く、ヨウ素が多いため、全ての人、特に妊娠女性は定期的に魚を摂取すべきである。

ほとんどの魚は週に2~3回は安全に食べられる。しかし一部の魚は水銀濃度が高いため、特に妊娠中は制限すべきである。

妊娠女性、妊娠を予定している女性、小さい子どもはサメ、broadbill、マカジキ、メカジキは2週間に1回以上は食べないようにし、さらにその2週間の間は他の魚を食べないこと。オレンジラフィとナマズは週に1回以上は食べないようにし、さらにその週は他の魚を食べないこと。一般の人々はサメ、broadbill、マカジキ、メカジキは1週間に1回以上は食べないようにし、さらにその週は他の魚を食べないこと。一回の量は150g、6才までは75gとしている。

4. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

4 October 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularchurrent/notificationcircular5299.cfm>

承認及び閣僚評議会通知

- ・ SDA 大豆系統 MON 87769 由来食品
- ・ 除草剤耐性大豆系統 DAS-68416-4 由来食品
- ・ ワインの食品添加物としてのカルボキシメチルセルロースナトリウム

官報—改訂 125

- ・ 人工甘味料アドバンテーム
- ・ 加工助剤としてのグリセロリン脂質コレステロールアシルトランスフェラーゼ

申請却下

- ・ 新規食品及び酵素としての Sucromalt (必要な情報が欠けている)
その他、最大残留基準 (MRL) 改訂など。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. 殺鼠剤混合所は9月30日まで操業再開が許可される

Mouse bait mixing sites allowed to resume operation until 30 September

23 September 2011

http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2011/2011-09-23_mouse_bait_mixing_s

[ites_allowed_to_resume.php](#)

先の自主閉鎖後、各州での殺鼠剤の需要に見合うリン化亜鉛を確保するために APVMA は生産量の増加や新しい施設の認可などを決定した。

現在の緊急認可は 9 月 30 日までのため、その後はただちに別の許可を発行する。

* 食品安全情報（化学物質） No.10 (2011.05.18)より

【APVMA】 殺鼠剤の緊急認可

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201110c.pdf>

* 食品安全情報（化学物質） No. 19/ 2011（2011. 09. 21）より

【APVMA】 殺鼠剤混合所の閉鎖

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201119c.pdf>

2. オーストラリアには違法輸入された農薬が溢れているのか？

Is Australia being flooded with illegally imported pesticides?

29 September 2011

http://www.apvma.gov.au/news_media/our_view/2011/2011-09-29_illegally_imported_pesticides.php

CropLife Australia から、オーストラリアが農薬の違法輸入の標的となっており、伝統的な輸入規制は有効ではないという懸念が提示された。

APVMA は、違法輸入についての懸念は共有するが、データを見る限り大きな問題にはなっていない。違法農薬輸入から我々の国境を守るのは多くの政府機関の責任である。重要な 2 つの分野として、税関国境警備による国境監視と APVMA による農薬供給管理がある。APVMA は税関と密接に協力して農薬の輸入を監視している。今年違法農薬輸入の懸念に対応してさらに協力を強化した。例えばグリホサートの輸入監視を行っている。もし違法輸入が検出されれば、APVMA は回収や廃棄を命ずることができる。実際に近年何度かこの力を使った。最近数ヶ月オーストラリアに大量に違法グリホサートが輸入されているという主張があり APVMA は活発に監視しているが、これまでこの主張の根拠は見つかっていない。しかし監視は継続する。

国際的にも活動しており、APVMA は最近中国に行って当局（ICAMA）とさらなる協力について議論してきた。

● オーストラリア TGA（TGA：Therapeutic Goods Administration）

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性情報：警告

- **Black Ant** カプセル

Black Ant capsules

20 September 2011

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-black-ant-110920.htm>

TGA はオーストラリアの消費者がインターネットで **Black Ant** カプセルを購入した可能性について情報を得ている。TGA の分析の結果、表示されていない治療量のシルデナフィルが検出された。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

- **Qing Tian Zhu 錠剤**

Qing Tian Zhu tablets

20 September 2011

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-qing-tian-zhu-110920.htm>

TGA の分析の結果、表示されていない治療量のシルデナフィルが検出された。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

2. トピラメート 痩身補助用に使用されたことに関する有害事象

Topiramate - adverse events associated with use to assist with weight loss

4 October 2011

<http://www.tga.health.gov.au/safety/alerts-medicine-topiramate-111004.htm>

TGA はトピラメートを痩身補助用に使用することは認可していない。消費者や医療関係者に対し、当該目的で使用した場合の重大な有害事象について助言する。

トピラメートについて

オーストラリアでは、トピラメートは 2 歳以上の子どもと成人のてんかん治療、及び成人の偏頭痛予防用にしに認可していない。その他の使用目的による安全性と有効性は評価されていない。トピラメートの使用に関連するリスクは、重大な腎臓及び眼への副作用、ホルモン避妊薬の有効性減少、妊娠中に使用した場合の胎児の発育不全や先天障害などがある。

TGA はトピラメートを減量補助用に処方された患者が急性閉塞隅角緑内障で入院したという報告を受けた。これはトピラメート治療で知られている重大な有害作用である。

- ニュージーランド食品安全局 (NZFSA : New Zealand Food Safety Authority)

<http://www.nzfsa.govt.nz/>

1. オーストラリアで販売されている NZ で製造された冷凍野菜

NZ-manufactured frozen veges in Australia

28 Sep 2011

<http://www.foodsafety.govt.nz/elibrary/consumer/nz-manufactured-frozen-veges-australia.htm>

2011年9月にオーストラリアで報道された番組で、ニュージーランド産の冷凍野菜を含む一部の製品の検査結果が提示された。その結果が食品の安全性と表示に関する懸念を引き起こした。

オーストラリア食品安全当局は、その検査の妥当性に疑問を示している。さらに検査結果は食品の安全性やオーストラリアの基準では問題とはならない。ニュージーランドのMAFの評価でもこの製品はニュージーランドの食品安全基準に適合している。

また報道では一部の製品の産地について、少なくともひとつが中国産ではないかと疑っている。その製品が両国での表示規制違反であるという徴候はない。ニュージーランドでは産地表示は求めているが、表示が正確であることは求めている。輸入であろうと国産や加工品であろうと、全ての食品はニュージーランドの法に従わなければならない。

MAFは定期的に食品基準が守られているか監視している。毎年残留物質サーベイランス計画により評価している。ごく一部の例外を除き、ニュージーランドの基準に適合した食品はオーストラリアでも合法的に販売でき、逆も同様である。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 中国製漢方薬リコール

Mainland-made drug recalled

September 27, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/09/20110927_191457.shtml

風邪用漢方薬 Gan Mao Qing カプセルに西洋薬パラセタモールが含まれるため、輸入者等へリコールを要請した。

2. 9食品が検査に不合格

9 foods fail tests

September 30, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/09/20110930_143629.shtml

食品安全センターが実施した検査で、9食品が不合格であった。不合格だったのは、ブタ肉団子のソルビン酸、白魚のホルムアルデヒド、冷凍キハダマダグロ大トロ及びリングフィレの水銀、ソース中の可塑剤などである（他は微生物汚染）。

3. 可塑剤を定期検査項目に

Plasticisers now covered in routine checks

October 03, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/10/20111003_143550.shtml

食品安全センターは、定期的食品サーベイランス計画に可塑剤を入れることを発表し、即日発効した。

5月に台湾で可塑剤汚染が発見されてから、センターはモニタリングを行ってきた。9月30日まで、1,020検体以上を検査し、そのうち違反だったのは49検体であった。最後の違反が検出されたのは8月24日で、それ以降の123検体では全て問題はなかった。

●韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本原子力発電所関連の食品医薬品安全庁対応及び管理動向(13)

輸入食品課/危害情報課 2011.09.21

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=16111&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、日本の福島県で生産された栗に対して2011年9月21日から暫定輸入中断措置をしたと発表した。この措置は、日本政府が摂取または出荷制限した品目に対して暫定的に輸入中断対象とした後8番目に追加されたものである。

2. 解明資料(国民日報 "外国では拒否されたのに国内では堂々と販売" 記事関連)

海外実体調査課/食品基準課 2011.09.21

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=57&pageNo=1&seq=16106&cmd=v>

国民日報が9月21日(水)に報道した「外国からは拒否されたのに国内では堂々と販売」という記事内容に対し、以下のように説明する。

食品医薬品安全庁は、輸出された食品が国内に返送された場合、返送理由を検討して廃棄などの措置をとっている。特に国内基準の違反や安全性の問題がある場合には収去検査や当該施設の調査などを実施し、有害食品が国内に流通しないようにしている。国内基準の未設定、輸出食品に対して監視が甘いなどの記事内容は事実ではない。

食品医薬品安全庁は、これまでの3年間、国際食品規格委員会(CODEX)、米国、EU、日本などの食品基準と、国内食品摂取量の調査及び有害性評価などにもとづき国内食品基準を先進化させ国際基準と調和させてきた。したがって、一部の国の食品基準が国内基準と多少異なってもその差が食品の有害性と直接関係する可能性は非常に低い。

< 銅やアルミニウムの国内基準未設定関連 >

微量栄養素である銅はカカオなどの原料由来で、一部の国を除いて米国やEUなど他国でも基準を設定していない。食品医薬品安全庁は中国政府と銅基準の不用性を協議してお

り、現在中国政府は銅基準の削除を検討中である。

アルミニウムは韓国だけではなく、米国、日本、EU、国際食品規格委員会(Codex)なども基準を設定していない。食品医薬品安全庁が2006年モニタリングの結果で国民のアルミニウム摂取量が有害水準ではないことを確認した。今後の基準設定の必要性を判断するためのモニタリングと再評価は継続して行う。

粉ミルクに含まれる鉄分は有害重金属ではなく、鉄分欠乏による貧血予防などのために微量添加されている必須栄養素であり、幼児(3歳以下)の一日摂取量を6~40 mgに勧奨している。多様な種類のベビーフードがあるため、一部製品には国内でも中国のように摂取上限量(フォローアップミルク、調整乳5~10mg/100g)を決めている。一部製品は中国輸出向けに中国基準にあわせた製品であり、国内流通品は国内基準によって製造流通している。

単純に輸出国基準に適合していないことが全て安全性に問題があるとは判断できない。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は違法医薬品のオンライン販売対策 84 国共同作戦に参加

HSA Joins 84 Countries in Concerted Operation Targeting Online Supply of Illegal Medicines

29 Sep 2011

http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/news_events//press_releases/Latest/hsa_joins_84_countries.html

HSA は国際協力活動の一環として、国際インターネット対策週間 (IIWA) の第四次パンゲア作戦 (Operation Pangea IV) に参加した。9月20~27日に行われた国際偽造医薬品対策作業部会 (IMPACT) が支援する第四次パンゲア作戦では、違法医薬品を販売しているウェブサイトを集中的に取り締めた。

シンガポールでは国内14のインターネットプラットフォーム (フォーラムやブログ、オークションサイトなど) を捜査した。そのうち2箇所では違法医薬品の販売が発見され、13,560ドル相当の製品を押収し、7人を逮捕した。製品は避妊薬や痩身用製品などであった。避妊薬にはホルモン剤が含まれると表示してあったが、検査の結果ホルモンは入っていなかった。

* PDF 版 (製品の写真有り)

http://www.hsa.gov.sg/publish/etc/medialib/hsa_library/corporate/press_release_2011_Par.26678.File.tmp/MediaRelease_web-HSAJoins84CountriesInConcertedOperationTargetingOnlineSaleOfIllegalMed-29Sep2011.pdf

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- ドイツ連邦食糧農業消費者保護省(BMELV)、「飼料チェーンにおける消費者保護」行動計画実施の成果について公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03430020315>
- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、狩猟で鉛の弾丸を使用した野生獣肉の鉛負荷に関する意見書を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03430030314>
- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、第6回「農薬・残留農薬」委員会(2011年5月6日開催)の議事概要を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03430330314>
- 台湾行政院衛生署食品藥物管理局、市場及び包装場の農産物中の残留農薬について検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03430340369>
- スイス連邦農業局(BLW)、魚粉から放射能は検出されなかったと公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03430780320>
- オーストリア連邦保健省(BMG)、国産の野生きのこにおける放射能について公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03430790480>

ProMED-mail

1. スコンブroid中毒（ヒスタミン中毒）、ツナ カナダ: (BC)、サンドイッチチェーン、警告

Scombroid poisoning, tuna - Canada: (BC), sandwich chain, alert

25-SEP-2011

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:3256951410063921::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,90408

—Vancouver (BC) Sun Fri 23 Sep 2011 より—

9月23日の金曜日にバンクーバー国際空港のサブウェイで食事をしたあと7人が食中毒で入院した。原因は不適切な貯蔵によりツナの高濃度のヒスタミンと考えられる。

2. 食中毒、致死性 ペルー: (CJ)殺鼠剤疑い

Foodborne illness, fatal - Peru: (CJ) rodenticide susp.

23-SEP-2011

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:3256951410063921::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,90376

ー22.Sep.2011 BBC ニュースよりー

当局によると、リマの北部 750km にある Redondo 村の学校で農薬汚染給食を摂取した 6～10 才の子ども 3 人が死亡、50 人以上が重症になった。子ども達は政府による貧しい人々向けの栄養計画により給食を提供されていた。

コメと魚の食事が調理された容器は、その前に殺鼠剤を入れていたものと考えられている。少なくとも 3 人の成人も中毒になった。

EurekaAlert

子宮内 BPA によるマウスの精巣への悪影響はない

No harm to mice testes from BPA in utero

22-Sep-2011

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2011-09/bu-nht092211.php

Birth Defects Research (Part B)にオンライン発表された論文によれば、妊娠 10～16 日にマウスへ EPA の許容量およびその 20 倍の BPA を投与したところ、どちらの用量でも生まれた子どもに異常は見られなかったとしている。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室